

最高裁秘書第2053号

平成29年5月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第15号

（担当）秘書課文書開示係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年4月28日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、第69期司法修習生のうち、住民票未提出者が2人しかいないとは考えられないから、第69期司法修習生住民票未提出者一覧表が他にも存在するはずであり、また、クラス、番号及び氏名という特定の個人を識別することができるこことなる記述の部分を除くことにより、庁名及び修習地を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないから、行政機関情報公開法第5条第1号に該当しない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。



2 理由

(1) 開示申出の内容

第69期司法修習生住民票未提出者一覧表（クラス、番号及び氏名の記載部分は除く。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、第69期司法

修習生住民票未提出者一覧表（以下「対象文書」という。）を特定した上、平成29年3月28日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る「第69期司法修習生住民票未提出者一覧表」は、開示した文書以外には、存在しない。

なお、本件開示申出に係る文書は、平成27年12月2日付け司法研修所事務局経理課長事務連絡「第69期（平成27年度）司法修習に係る旅費の取扱いについて」に添付されている「導入修習及び分野別実務修習に伴う募集旅費・移転料支給の留意点」の別紙様式「第^{（）}期司法修習生住民票未提出者一覧表」によるものである。配属庁（司法修習生が配属された各地方裁判所）では、移転料の支給における移転した事実を証明する資料について、司法修習生が住民票写しを提出しない場合において、住民票写しを提出できないやむを得ない事情があるときを除き、集合修習開始後、速やかに別紙様式により、司法研修所にその司法修習生の氏名等を報告することになっている。

司法研修所が報告を受けたのは2庁のみであるため、開示した文書以外には、対象文書は存在しない。

イ 原判断において不開示とした部分は、司法修習生の氏名、番号、クラス及び修習地並びに対象文書を作成した裁判所の庁名であり、これらの情報は、いずれも行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に相当する個人識別情報である。この点、苦情申出人は、対象文書におけるクラス、番号及び氏名という特定の個人を識別することができることとなる記述の部分を除くことにより、庁名及び修習地を公にしても、個人の権利利益を害するおそれはないから、法第5条第1号に相当しない旨主張する。

しかし、対象文書における修習地、クラス、番号、氏名及び司法修習生が配属された各裁判所を示す庁名については、一体として個人に関する情報で

あって、かつ、一体として個人識別部分であるから、法第6条第2項による部分開示の余地はない。

ウ よって、原判断は相当である。